

新生児聴覚検査費助成金交付制度についてのご案内

杉戸町では新生児聴覚検査助成券をお渡しし、新生児聴覚検査費用の助成をしています。新生児聴覚検査助成券をお渡ししています。しかし、委託契約医療機関外では助成券を使用できないため、助成額を上限として助成（償還払い）を受ける制度があります。

<対象者>

次のすべてにあてはまる必要があります。

- ① 検査受診日に杉戸町に産婦の住民登録があること。
- ② 原則生後1か月までに検査を受けていること。

（ただし、検査を実施していない医療機関で出生した場合や、未熟児など特別な配慮が必要な児については、医師の判断により生後6か月になる日まで有効とします。）



<助成となる検査・助成額>

次のうち、いずれか1回（初回検査）を助成します。

- ① 自動 ABR 検査（自動聴性脳幹反応検査） 5, 0 0 0 円
- ② OAE（耳音響放射検査） 3, 0 0 0 円

<申請に必要なもの>

- ① 杉戸町新生児聴覚検査費助成金交付申請書兼請求書
- ② ①に記載した振込先が確認できるもの（通帳等）
- ③ 検査の受診日及びその結果が記載されているもの（母子健康手帳等）
- ④ 検査を実施した医療機関が発行した新生児聴覚検査の額を確認できる書類（領収書等）
- ⑤ 未使用の新生児聴覚検査助成券

<申請期間>

出生の日より6か月以内



<申請・お問合せ先>

杉戸町保健センター

電話 0480-34-1188